

関西電力株式会社「(仮称)石狩市沖洋上風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和5年 5 月 23 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)石狩市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、関西電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道石狩市沖
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出 力 : 最大1,785,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和5年 2月22日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和5年 5月11日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和5年 5月19日

問合せ先:電力安全課 長尾、伊藤
電話03-3501-1742(直通)

関西電力株式会社「(仮称)石狩市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

イ 本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域という。」)は、石狩市が公表した、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28年～30年度)」により、関係者間で協議を重ねながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価し、風力発電等の導入が可能なエリア、環境保全を優先するエリア等の区域を地図上に設定した「風力発電ゾーニング計画書」(以下「ゾーニング計画」という。)において示されている、「環境保全エリア(生活環境、自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア」)」及び「調整エリア(先行利用者との調整(合意形成)や十分な環境保全措置を講じる必要性が高いなど「調整が必要なエリア」)」(以下「ゾーニングエリア」という。)が示されており、本事業の想定区域は「環境保全エリア」であり、ゾーニングエリア内に位置する。このため、石狩市のゾーニングエリアの選定根拠を確認し、その趣旨をよく理解した上で、引き続き北海道、石狩市等と積極的に情報共有、意見交換等を実施するとともに、ゾーニング計画を踏まえて対象事業実施区域等を適切に設定し、本事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減すること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中、環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報

交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（３）最新の知見等の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

（４）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（５）事業計画の見直し

上記のほか、「２．各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（６）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）鳥類に対する影響

想定区域が隣接している陸域では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ及びオオワシの生息が確認されているほか、想定区域及びその周辺は、ノスリの渡り経路となっている可能性があり、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を

講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

（２）海生生物に対する影響

想定区域及びその周辺は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省）に選定されており、藻場の分布が確認されているほか、海生生物の生息の可能性があることから、本事業の実施により、海生生物への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沿岸域の藻場等の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のままとりの場が存在する区域を明らかにした上で、工事中における水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

さらに、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより海生生物への影響を回避又は極力低減すること。

（３）景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された暑寒別天売焼尻国定公園が位置し、当該国定公園内には、優れた海食崖景観及び海岸線を展望する目的等で利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「毘砂別園地」、「厚田浜益線道路(車道)」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、優れた海食崖景観及び海岸線を展望する目的で設置された当該国定公園内の利用施設及び主要な眺望点から、可能な限り離隔を取る等の措置を講じ、当該国定公園内の利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、当該国定公園内の利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該国定公園の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。